

和泉市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2022

1・目的

和泉市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及啓発等の充実を図ることが重要である。

このため、和泉市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2・位置付け

アクションプログラムは、和泉市耐震改修促進計画に基づき策定する。（アクションプログラムは、和泉市耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定し、次回の計画改正時に計画に位置づけるものとする。）

3・取組内容・目標・実績

令和4年度取組内容		令和4年度目標
計画	<p>【財政的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> i)住宅の耐震診断費に対する一部補助を実施 ii)木造住宅の補強設計費及び耐震改修費に対する一部補助を実施。 iii)住宅の耐震除却費に対する一部補助を実施 <p>【普及啓発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> i)住宅所有者に対する直接的な耐震化促進 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 個別訪問を実施。令和8年度までに全戸実施予定。 ii)耐震診断実施者に対する耐震化促進 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 耐震診断結果報告時にリーフレットの配布・説明により耐震改修を促進 ➢ 耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない者に対してDM等による耐震改修促進を実施 iii)改修事業者の技術力向上等（※府内全域で実施） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施 ➢ 耐震改修事業者リストを作成し公表等を実施 iv)一般への周知普及 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 耐震改修の必要性の周知を実施 ➢ 管内の住民を対象に説明会・セミナーを年1回以上実施 ➢ リーフレットを和泉市全戸に配布し制度概要等の周知を実施（広報6月号に挟み込みで配布） ➢ 市広報誌による補助制度等の周知を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 住宅に対する耐震診断費補助戸数：70戸 ➢ 住宅に対する耐震改修工事費補助戸数：15戸 ➢ 住宅に対する耐震除却工事費補助戸数：13戸
	自己評価	<p>前年度(令和3年度)の取組実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 令和3年度は池上町地区を中心に約1400戸の個別訪問を実施 ➢ リーフレットの全戸配布などによる補助事業の制度周知を実施 ➢ 市広報誌（4月号に掲載）、ホームページ等での広報を実施 ➢ 市ホームページにて耐震改修の必要性の周知を実施 ➢ 耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない者に対して電話による耐震改修促進を37件実施

和泉市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1・取組目的

- 住宅の耐震化を推進するために、住宅所有者の方に耐震化に対する理解を更に深めてもらう。
- 重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、個別訪問を含む、住宅所有者への積極的な普及啓発を行う。

2・緊急耐震重点区域の設定

- 緊急耐震重点区域は、本市の住宅耐震化の状況から下記の区域とする。(テクノステージ、和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業地区及びみずき台地区は除く)

緊急耐震重点区域：和泉市 全域

○対象住宅

- 昭和56年5月以前に建築された全ての住宅

(個別訪問地区)

平成24年度：はつが野松風台地区→67件実施済
 平成26年度：緑ヶ丘地区→377件実施済
 平成27年度：青葉台地区→282件実施済
 平成28年度：光明台地区→187件実施済
 平成29年度：鶴山台地区→183件実施済
 平成30年度：弥生町・グリーンポリス・いぶき野二丁目西地区→320件実施済
 令和元年度：内田町・万町・三林町・鍛冶屋・府中町中央地区→371件実施済
 令和2年度：光明池チェリータウン・池田下町（久保出、中村地区）
 浦田町・昭和住宅・上代町の一部・山荘町の一部→385件実施済
 令和3年度：池上町・府中町・池田下町・肥子町などの各一部→1400件実施済
令和4年度～令和8年度
 和気校区・芦部校区・黒鳥校区・伯太校区・横山校区・南横山校区・南松尾はつが野校区・北松尾校区・北池田校区・南池田校区・信太校区・幸校区・鶴山台南校区・鶴山台北校区・緑ヶ丘校区・光明台北校区の各一部

3・取組期間

- 本プログラムの取組期間は下記の通りとする。
 なお、関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、必要な見直しなどを行う。

取組期間：令和3年度から令和8年度（6年間）

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
AP作成	■						
個別訪問	■ 普及啓発(平成26年度より)						

4・個別訪問等の実施

個別訪問等は下記の通り行う

- 取組期間で個別訪問等を行う。
- リーフレット等を用いて耐震化の必要性・補助制度を説明する。

5・その他の普及啓発活動

個別訪問と併せて、下記の啓発活動も引き続き実施していく。

- 住宅耐震啓発リーフレットの配布
- 広報紙・ホームページによる周知

6・関係団体との連携

- 個別訪問及びその他啓発活動において、府及び民間事業者と連携して活動に取り組む。

7・実績の公表

- 当該年度毎に訪問戸数・診断実績・改修実績の件数を取り纏め、当該年度末までに市のホームページにて公表する。